

# つちはし事務所通信

# 1

January  
2013

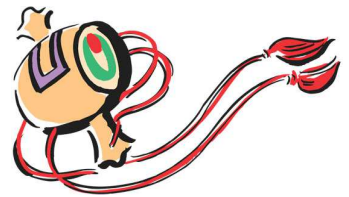


発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2013年1月1日

## 改正労働契約法の解説

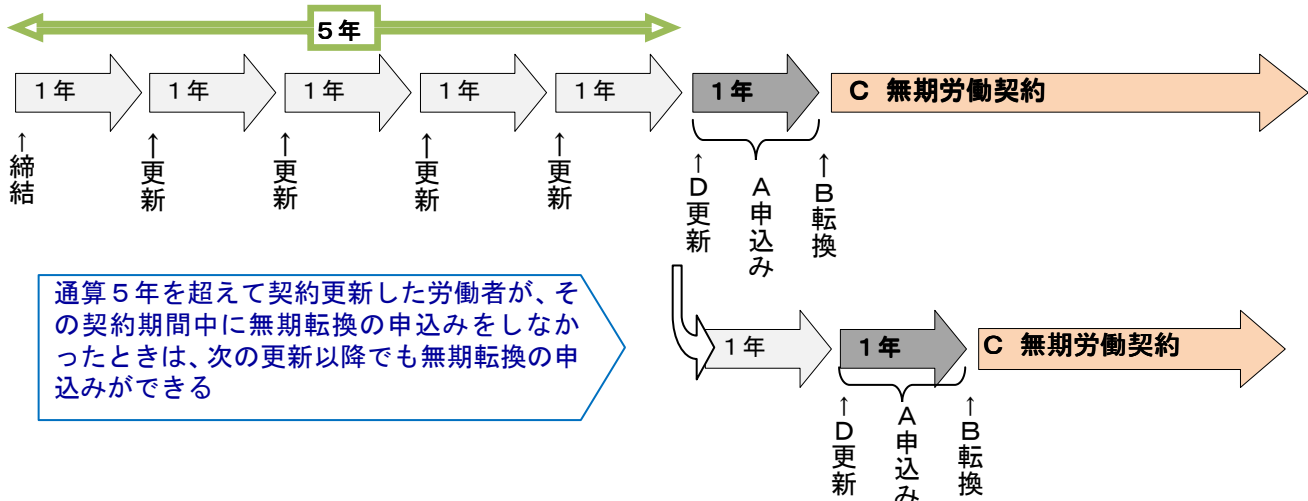
## 無期労働契約への転換

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。  
この改正では、有期労働契約について、3つのルールが新たに設けられましたが、今月は、そのうち「無期労働契約への転換」を解説します。



### ◆◆ 2 無期労働契約への転換 ◆◆◆

有期労働契約(期間を決めた契約)が何度も更新され、契約期間の通算が5年を超えた労働者が希望した場合、使用者はその労働者との契約を「無期労働契約」に転換しなければならなくなりました。



- A: 申込み…現在の有期労働契約期間中に、通算契約期間が5年を超える場合、労働者は、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みをすることができます。
- B: 転換…Aの申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約が成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からとなります。
- C: 無期労働契約…無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。
- D: 更新…無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません。



★今回紹介した「無期労働契約への転換」は、新たな3つのルールのうち、最も重要といえるでしょう。施行日(平成25年4月1日)以後に開始する有期労働契約が5年のカウントの対象となりますから、実際に転換が生じるのはまだ先のことですが、今から内容を理解しておくことは大切です。

なお、有期労働契約と有期労働契約の間に、空白期間(同一使用者の下で働いていない期間)が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は5年のカウントに含めないこととされています。

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布されました。これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。



### 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

### 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率(\%)}^* = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率(\%)} = \text{所得税率(\%)} \times 102.1\%$$

※2 所得税に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合(所得税率10%の場合)

$$888,888\text{円} \times 10.21\% = 90,755.4648\text{円}(1\text{円未満切捨て}) \Rightarrow 90,755\text{円}$$

(支払金額) (合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

### 毎月の給与等からの源泉徴収の計算の仕方

平成25年1月1日以後に支払う給与等から源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額は、「源泉徴収税額表」に当てはめて算出していきます。なお、平成25年1月1日以降に復興特別所得税を併せて源泉徴収する際に使用する「源泉徴収税額表」は復興特別所得税を含んだ税額表に変更されますので、平成24年分以前の源泉徴収税額表をご使用にならないようご注意ください。

#### あとがき◆つちはし事務所より

- ☆ 明けましておめでとうございます。つちはし事務所は年始1月4日(金)より営業いたします。本年も何卒よろしくお願いたします。なお、12月29日(土)～1月3日(木)までは、お休みとさせていただきます。
- ☆ 政権が変わり、気分も新たな年明けとなりましたが、昨年続々と行われた法改正の施行が始まる年でもあります。まず、一番に来るのが4月から施行になる61歳までの希望者全員の継続雇用の義務化。こちらについては3月末までに就業規則の改訂が必要となりますので、該当する顧問先様には年明けより順次ご案内いたします。一方、70歳までの継続雇用制度を導入することで出る助成金「中小企業定年引き上げ等奨励金」は、3月末で終了します。年齢該当者がいることなどの条件がありますので、ご興味のある方はつちはし事務所までお問い合わせください。
- ☆ 上でもお知らせしたとおり、25年1月より復興特別所得税の源泉徴収が始まります。これに対応するため、つちはし事務所からの請求および収納システムによる引き落としの額についても、10%だった源泉所得税を10.21%に変更させていただきます。実際の源泉所得税額については、請求書もしくは収納システムからのお知らせのながきをご覧の上、源泉税の納付をお願いいたします。お手数をおかけしますが、何卒よろしくお願いたします。